

契 約 書 (案)

長野県知事 阿部 守一（以下「発注者」という。）と●●●●（以下「受注者」という。）は、次の条項により、県有施設再エネ 100%化に向けた FIT 非化石証書調達業務に関する調達契約を締結する。

（総則）

第 1 条 発注者と受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（調達業務）

第 2 条 調達業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 県有施設再エネ 100%化に向けた FIT 非化石証書調達業務
- (2) 業務の内容 県有施設再エネ 100%化に向けた FIT 非化石証書調達業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（履行期限）

第 3 条 調達業務の履行期限は、令和 5 年 9 月 29 日までとする。

（調達料）

第 4 条 調達料は、
円とする。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、
円）

（契約保証金）

- 第 5 条 受注者は、契約保証金
円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。
- 2 受注者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。
 - 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

（契約保証金を免除する場合）

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は
円とし、その納付は免除する。ただし受注者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

（調達業務の処理方法等）

- 第 6 条 受注者は、この契約に定めるほか、仕様書に基づき調達業務を実施しなければならない。
- 2 受注者は、仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受け調達業務を実施しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者から請求があったときは、調達業務の進捗状況について発注者に報告しなければならない。

（業務等の報告及び検査）

第 7 条 受注者は、調達業務完了日の翌日から起算して 10 日以内又は令和 5 年 9 月 29 日のいずれか早い日までに、調達業務完了報告書（様式第 1 号）に仕様書に定める必要な書類等を添えて、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の完了報告書の提出があったときは、10日以内に受注者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受注者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、発注者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に要する費用は受注者の負担とする。

（調達料の支払）

第8条 発注者は、第7条の規定により引渡しを受けた後、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に調達料を支払うものとする。

- 2 発注者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

（危険負担）

第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第10条 受注者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

（権利義務の譲渡、承継）

第11条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（契約内容の変更）

- 第12条 発注者は、必要があると認めるときは、調達業務内容を変更することができる。
- 2 前項の場合、必要があると認められるときは、発注者と受注者協議の上、調達料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
 - 3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約解除）

- 第13条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
- (1) 受注者が、第3条に規定する期間内に調達業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
 - (2) 受注者が暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けた場合。
 - (3) 前2号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による契約解除）

第13条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除す

ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（債務不履行の損害賠償）

- 第14条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、第3条に規定する期間内に調達業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに完了報告書等を提出しないときは、当該期限の翌日から調達業務を完了した日又は完了報告書等を提出した日までの日数に応じ、調達料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。
- 2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに調達料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、調達料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
 - 3 受注者は、第10条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。
 - 4 受注者は、第13条及び第13条の2の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
 - 5 発注者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
 - 6 受注者は、第1項又は第4項の場合において、発注者の受けた損害がこれらの規定に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

- 第15条 受注者は、第13条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（第三者に及ぼした損害）

- 第16条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等の発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
 - 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによ

り生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第17条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第18条 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(疑義の解決)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(A) この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者と受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和 5 年 月 日

発注者 長野県長野市大字南長野字幅下 692 番地 2
長野県知事 阿 部 守 一 印

受注者

印

(様式第1号)

調達業務完了報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住所

法人名

代表者職・氏名

印

令和 年 月 日付けで契約を締結した県有施設再エネ 100%化に向けた FIT 非化石証書調達業務について、契約書第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 業務名 県有施設再エネ 100%化に向けた FIT 非化石証書調達業務
- 業務箇所 環境部環境政策課ゼロカーボン推進室
- 履行期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 契約金額 円
- 業務完了年月日 令和 年 月 日
- 提出書類及び部数

(様式第2号)

支 払 請 求 書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

法人名

代表者職・氏名

印

令和 年 月 日付けで契約を締結した県有施設再エネ100%化に向けたFIT非化石証書調達業務の調達料について、契約書第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

調達料
円

【振込先】

金融機関名		支店名	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			